





(三五二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域  
岩国市小瀬
- 三 作業の期間  
平成二十六年十月一日から平成二十七年一月三十日まで

平成二十六年十月十四日印刷  
平成二十六年十月十四日発行

発行人

山口県知事